別記様式第68号

1.4

100

1.4

100

固定資産税納税通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 通知書番号 |  | 算出基礎 | | | | ※納付場所  産山村役場 |
| 土地（A） | 家屋(B) | 償却資産(C) | (A)＋(B)＋(C)  課税標準額(D) |
| 住所　〒  氏名  様 | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| (D)　 ×  固定資産税額(Ｅ) | 新築軽減対象額(F) | (F)　 ×  新築軽減税額(G) | (E)　　－　　(G)  年税額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

この税金は右記によって納付して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 期別 | 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 |
| 納付額 | 円 | 円 | 円 |
| 納期限 | 平成11年5月31日 | 平成11年7月31日 | 平成11年11月30日 |
|  | | | |

※　裏面をごらん下さい。

固定資産税納付書兼領収済通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　固定資産税領収証書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 整理番号 | 期別 |  | 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 整理番号 | 期別 |  |

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | | | | |  |  | 氏名  様 | | | | | |
| 年度 | | 通知書番号 | 期別 | 納付額 | 円 | 領収日付印 | |
| 納期限 | | | | 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
|  | | | | 合計 | 円 |
| 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納付額 | 円 | |
| 上記の金額を領収したので通知します。　　　　　　　　　　　　　　　 　　　熊本県産山村  産山村収入役  産山村長　　　　　　　　　　　　様 | | | | | | | |
| 納期限 | | | 督促手数料 | 円 | |
| 延滞金 | 円 | |
| 上記の金額を領収しました。 | | | 合計 | 円 | |
| ※　納付場所  産山村収入役  産山村役場  （納税者保管） | | | | | 領収日付印  ※この領収証書は5年間保存して下さい。 |
|
|

※お願い…この領収済通知書は直接機械で読み込ませますので折ったり汚したりしないで下さい。（産山村保管）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県産山村

（裏面）

1

100

4銭

100円

2銭

100円

課税の根拠並びに納税者のしおり

1　課税の根拠

地方税法第342条及び産山村税条例第54条の規定により平成11年1月1日現在における固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対して課税されます。

2　税率（法350、条例62）

固定資産税100分の1.4

3　不服申立（法19条）

この納税通知書に記載された事項について不服があるときは納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申立てをすることができます。

4　延滞金及び督促手数料

納期限までに税金を納められない場合、次のような延滞金、督促手数料が徴収されます。

⑴　延滞金（法368、369、条例19）

(ア)　納期限の翌日から1ヵ月を経過するまでの期間は

税額×　　 ×日数

(イ)　納期限の翌日から1ヵ月を経過する日の翌日から納付するまでの期間は

税額×　　 ×日数

⑵　督促手数料　100円（条例21）

5　相続による納税義務の承継（法9、9の2）

この税金は平成11年1月1日現在で課税されていますが、それ以後に納税義務者が死亡された場合は、その相続人が納税義務を受けつぐことになります。この場合相続人が2名以上あるときは、そのうちから死亡した人の税金を受け取る代表者を決めて村長に届け出なければなりません。

6　新築住宅の軽減（法附則16）

平成6年1月2日から平成9年1月1日までに新築された40㎡以上200㎡以下の住宅（専用住宅等）については120㎡までの住宅部分に係る固定資産税の2分の1の額が3年間軽減されます。

7　納税管理人（法355、条例64）

産山村内に固定資産を所有し、村外に居住している方、又転出して村内に住所を有しなくなった場合は、村内に独立の生計を営む人のうちから本人の同意を得て、納税管理人を定めて村長に申告しなければなりません。管理人を変更する場合も同様です。

8　納税報奨金（法365、条例70）

納期のまだきていない税金を、納期のきた税金に合わせて納付されますと次の計算により報奨金が交付されます。

納期前納付額×　　×前納月数

9　村外から納付されるとき

⑴　現金、為替等により送金される場合は、この納税通知書を同封されるか、又は、税目、年度、期別、納税義務者コード番号、税額を通知して下さい。

⑵　郵便振替による場合は通信欄に税目、年度、期別、納税義務者コード番号、税額を必ず記入して下さい。

10　その他

納税者が住所を変更された場合はその旨届出を提出して下さい。

11　納期限が土曜・日曜・祭日にあたる場合は翌日を納期限とします。

15日以上を1ヵ月として

14日以下は切り捨てます。

※この領収証書は5年間保存して下さい。